

近江八幡市水道事業所

令和4年度 水質検査計画



写真 牧浄水場

	目 次	頁
1	基本方針について	1
2	水道事業概要	1
3	水質管理上の留意点など	3
4	水質基準にかかわる検査項目・頻度・地点等	4
5	毎日検査	4
6	独自項目検査	5
7	臨時の水質検査	5
8	水質検査方法	5
9	水質検査の精度及び信頼性保証	5
10	水質検査結果の公表	5
11	その他	6～12
添付資料	水質基準一覧など 資料1～5	6～12

令和4年4月作成

1) 基本方針について

本計画は、水道法・厚生労働省令に基づく水質基準を満たしていることを確認し、市民の皆さまに「安全で安心して飲んでいただける水道水」を安定的に供給することを目的として、水質検査計画を策定し検査項目や回数、採水場所などを定めます。

2) 水道事業概要

上水道事業は、牧、岩倉、南部水源地(安土町西老蘇)の3浄水場の自己水道水及び県企業庁用水を、牧、長福寺、円山、上出の4ヶ所の配水池で一旦貯めてから、市内全域に給水しています。沖島町では浄水場1ヶ所、配水池1ヶ所で給水しています。

なお、令和2年度末の現状は、以下のとおりです。

給水戸数	34,535	戸
給水人口	81,963	人
年間給水量(有収水量)	8,644,275	m ³
県水受水量	6,366,407	m ³
1日平均配水量	25,763	m ³
配水管総延長	555,137	m
1日最大配水量	30,522	m ³

給水区域

近江八幡市水道事業の給水区域は、水道給水条例に掲げる市の区域内で、標高120m(安土町の区域においては、標高135m)以上の地帯を含まない。

各浄水場のろ過方式等

上水道事業

水系(配水池により分類)及び原水種別(浄水場別)等により分類しています。

牧水系

給水区域	北里学区全域、岡山学区、桐原学区の一部
浄水場名	牧浄水場
原水種別	琵琶湖表流水
計画取水量	7,620m ³
計画給水量	7,150m ³
浄水方法	急速ろ過方式
令和2年度1日平均配水量	4,397 m ³

長福寺水系

給水区域	馬渕学区、武佐学区全域、桐原学区、金田学区の一部
浄水場名	岩倉浄水場+県企業庁馬渕浄水場
原水種別	地下水+浄水受水(県水、琵琶湖表流水)
計画取水量	4,500m ³ (地下水) - 5,100m ³ (県水受水)
計画給水量	9,600m ³
浄水方法	脱炭酸処理(地下水)+急速ろ過方式(県水受水)
令和2年度1日平均配水量	9,911 m ³
内県水1日平均受水量	6,517 m ³

円山水系

給水区域－島学区(沖島除く)、八幡学区全域、岡山学区、金田学区の一部

浄水場名－県企業庁馬淵浄水場

原水種別－浄水受水(県水、琵琶湖表流水)

計画給水量－17,000 m^3 (浄水受水)

浄水方法－急速ろ過方式(浄水受水)

令和2年度県水1日平均受水量 8,049 m^3

上出水系

給水区域－安土学区全域

浄水場名－県企業庁馬淵浄水場

原水種別－浄水受水(県水、琵琶湖表流水)

計画給水量－4,800 m^3 (浄水受水)

浄水方法－急速ろ過方式(浄水受水)

令和2年度県水1日平均受水量 2,876 m^3

南部水系

給水区域－老蘇学区(西老蘇、東老蘇、内野、石寺地区)

浄水場名－南部水源地

原水種別－地下水＋浄水受水(県水、琵琶湖表流水)

計画取水量－570 m^3 (地下水)

浄水方法－塩素消毒＋エアレーション処理(地下水) 急速ろ過方式(県水受水)

(県水の詳細)

給水区域－2市2町 (近江八幡市【(旧)近江八幡市、安土町】)

(東近江市【(旧)八日市市、五個荘町、能登川町、蒲生町】、竜王町、日野町)

浄水場名－県企業庁 馬淵浄水場

原水種別－琵琶湖表流水

計画取水量－85,960 m^3 (R4.4県企業庁確認)

計画給水量－82,700 m^3

浄水方法－急速ろ過方式

沖島水系

給水区域－沖島町(沖島本島のみ)

浄水場名－沖島浄水場

原水種別－琵琶湖表流水

計画取水量－345 m^3

計画給水量－341 m^3

浄水方法－急速ろ過方式

令和2年度1日平均送水量 90 m^3

3) 水質管理上の留意点など

水系による留意点及び各浄水場での留意点

牧水系

- ・原水が琵琶湖表流水であるため、ほぼ安定的に良好な水質であるが、濁度監視とろ過工程管理を十分に行う必要があります。
- ・季節によって藻臭等が発生することがあり、臭気監視を十分に行う必要があります。また、臭気が高い場合には、臭気の除去対策として粉末活性炭を使用します。
- ・凝集剤に※1PACを使用しています。

長福寺水系

- ・県水は馬淵浄水場で十分な管理がなされており、水質に対しては特に留意する点はないと思われませんが、残留塩素と濁度の確認は必要です。
- ・岩倉浄水場は地下水であることから、濁度計による水質監視に留意する必要があります。

円山水系

- ・県水は馬淵浄水場で十分な管理がなされており、水質に対しては特に留意する点はないと思われませんが、残留塩素と濁度の確認は必要です。

沖島水系

- ・原水が琵琶湖表流水であるため、ほぼ安定的に良好な水質であるが、濁度監視と、ろ過工程管理を十分に行う必要があります。
- ・季節によって藻臭が発生する事があり、臭気監視を十分に行う必要があります。
- ・凝集剤に※1PACを使用しています。

上出水系

- ・県水は馬淵浄水場で十分な管理がなされており、水質に対しては特に、留意する点はないと思われませんが、残留塩素と濁度の確認は必要です。

南部水系

- ・南部水源は地下水であり、送水するまで直接見られない構造であり、水質監視に留意する必要があります。

給水栓出口の留意点

- ・蛇口からの水検査項目は、消毒効果を確認する残留塩素測定と、濁り、味等で特に異常が無いことを確認します。
- ・給水管などに古い鉄管や鉛管が使用されている場合は、朝一番の水は飲料にせず雑用水としてお使いください。
- ・貯水槽を経由している蛇口では、貯水槽の管理が不十分な場合、残留塩素が減少したり、水質が悪化する事があります。所有又は管理されている方は十分な管理をお願いします。

- ※1 PAC・・・・上水道用水の処理や、下水道排水の処理、工業排水の処理において、その凝集性を活かし、処理懸濁液中の微粒子、浮遊物を吸着し(フロック形成)、沈降させる工程で使用される製品

4) 水質基準にかかわる水質検査項目・頻度・地点等

水道法で定められている水質基準検査及び毎日検査と、原水検査、及び目標値を設定して管理することが望ましいとされる水質管理目標設定項目検査等を実施します。検査項目の詳細については下記及び資料1から5のとおりです。

① 基準項目検査

浄水全項目検査(浄水51項目) 年4回実施

6検体(牧配水系、長福寺配水系、円山配水系、上出水系、南部水系、沖島水系)

- ・併せて残留塩素濃度測定を実施します。
- ・採水地点は各配水系の末端給水栓とします。

② 基準項目検査

浄水毎月検査(浄水9項目) 年12回実施(浄水51項目と重複しております)

6検体(牧配水系、長福寺配水系、円山配水系、上出水系、南部水系、沖島水系)

- ・併せて残留塩素濃度測定も実施します。
- ・採水地点は各配水系の末端給水栓とします。

③ 原水検査

琵琶湖水39項目 2検体(牧、沖島) 年2回

地下水 37項目 2検体(岩倉)2検体(南部水源地) 年2回

- ・採水地点は、各浄水場又は取水口付近とする。
- ・原水検査については、1回につき琵琶湖表流水(牧、沖島)2箇所、地下水原水(岩倉、南部水源地)2箇所を実施します。
- ・実施項目は水質基準項目の内、消毒副生成物、味、かび臭原因物質(地下水のみ)は除きます。
- ・琵琶湖原水は※2クリプトスポリジウム及び※3ジアルジアを年4回、指標菌を年12回検査します。
- ・地下水は指標菌を年6回検査します。

④ 水質管理目標設定項目検査

(浄水27項目) 年1回実施

6検体(牧配水系、長福寺配水系、円山配水系、上出水系、南部水系、沖島水系)

- ・採水地点は各配水系の末端給水栓とします。

5) 毎日検査等

各配水池系の給水栓出口において色、濁り、残留塩素について毎日検査を実施します。

牧浄水場においては、原水の水温・濁度・PHの測定を自動測定器により実施します。浄水は、濁度・PH・色度・残留塩素の測定を自動測定器により実施します。

岩倉浄水場においては、浄水の濁度・残留塩素・PH・電気伝導率の測定を自動測定器により実施します。

沖島浄水場においては、浄水の濁度・残留塩素の測定を自動測定器により実施します。

円山配水池、長福寺配水池、上出配水池、南部水源地においては、浄水の残留塩素の測定を自動測定器により実施します。

※2・・・クリプトスポリジウムは、ウシやヒトの腸に感染する人畜共通の寄生虫です。環境水中では、卵形のオーシスト(4~6 μ m)で検出されます。オーシストは塩素消毒には抵抗性がありますが、熱には弱く煮沸すると死滅します。感染すると激しい下痢を起こしますが、免疫機能が正常な人では、数日間で自然に治ります。

※3・・・ジアルジアは、塩素消毒に強い抵抗性のある原虫です。大きさは直径8~12マイクロメートル程度で肉眼では見えません。ほ乳動物の小腸に寄生し、感染した動物の糞便といっしょに自然界に排出され、手指や食品を介して経口感染し、下痢症の原因になります。

6) 独自項目検査

牧浄水場 取水・原水検査

- ・大腸菌数等3項目(大腸菌・COD・BOD) 年12回実施
- ・臭気強度等2項目(臭気強度・過マンガン酸カリウム消費量) 年36回実施
- ・取水原水2項目(臭気強度・臭気) 年50回実施
- ・浄水3項目(臭気強度・臭気・味) 年50回実施

牧浄水場 排水検査

- ・浮遊物質等(PH・COD・SS) 毎月2回 年24回実施

7) 臨時の水質検査

臨時の水質検査については、下記のような場合に実施し、実施項目は必要項目のみとします。

- ・原水に異常が見られ検査の必要があると判断される場合。
- ・浄水過程において異常が見られ検査の必要があると判断される場合。
- ・水質について苦情、問い合わせがあり水質検査が必要と判断される場合。
- ・その他水質検査の必要があると判断される場合。

8) 水質検査方法

・水質基準に関する水質検査及び臨時の検査は、委託検査により実施します。

ア. 委託検査先は、検査機関が独自に精度監理を行うもの他、厚生労働省が定期的
に実施している外部精度管理を行っている水道法第20条機関とします。

イ. 採水は委託業者が採水します。

ウ. 残留塩素濃度は採水時点に検査をします。

エ. 毎日検査は施設運転管理業務委託の受託者により実施します。

9) 水質検査の精度及び信頼性保証

委託検査を行う機関は公正な第三者機関による外部精度管理を受け、精度管理と信頼性を保証するため、各項目ごとに根拠となる資料(写真、検量線、クロマトグラフ等)の作成・提出により確認します。

10) 水質検査結果の公表

・浄水基準項目検査結果は近江八幡市ホームページ等で公表します。

・公表する際には、評価を記入します。

・この検査計画に見直す必要があると判断された場合は、年度途中であっても変更できるものとします。

10) その他

・水質汚染事故や水系感染症などの情報や発症があったときは、県庁や企業庁、東近江保健所、日本水道協会滋賀県支部、滋賀県水道協会、近隣市町村などと情報交換するとともに、連携して迅速に対応します。

・水質汚染事故発生などに対しては、河川管理者や環境部局とも連携し現地調査と適正な浄水処理を行い水道水の安全確保に努めます。

水質基準 検査項目

番号	項目	基準値	浄水	毎月	原水		備考
					湖水	地下水	
基01	一般細菌	100 個以下	○	○	○	○	
基02	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	○		○	○	
基04	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	○		○	○	
基05	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基06	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基07	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基08	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	○		○	○	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	○		○	○	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	○		○	○	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	○		○	○	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	○		○	○	
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	○		○	○	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	○		○	○	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	○		○	○	
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	○		○	○	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	○		○	○	
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	○				
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	○				
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	○				
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○				
基25	ジブromクロロメタン	0.1 mg/L以下	○				
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下	○				
基27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	○				
基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	○				
基29	ブromジクロロメタン	0.03 mg/L以下	○				
基30	ブromホルム	0.09 mg/L以下	○				
基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	○				
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	○		○	○	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	○		○	○	
基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	○		○	○	
基35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	○		○	○	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	○		○	○	
基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	○		○	○	
基38	塩化物イオン	200 mg/L以下	○	○	○	○	
基39	硬度(Ca, Mg等)	300 mg/L以下	○		○	○	
基40	蒸発残留物	500 mg/L以下	○		○	○	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	○		○	○	
基42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	○		○		
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	○		○		
基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	○		○	○	
基45	フェノール類	0.005 mg/L以下	○		○	○	
基46	有機物(TOC)	3 mg/L以下	○	○	○	○	
基47	PH	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	
基48	味	異常でない	○	○			
基49	臭気	異常でない	○	○	○	○	
基50	色度	5 度以下	○	○	○	○	
基51	濁度	2 度以下	○	○	○	○	
合計			51	9	39	37	

水質基準及び用途など

番号	項目	基準値	(備考)用途など
基1	一般細菌	100 個以下	汚染された水には多い
基2	大腸菌	不検出 不検出	糞便性の汚水で汚染されている疑いあり、残塩0.1以上、10分間で100%殺菌
基3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	メッキ、充電式電池、顔料
基4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	温度計、水銀ランプ、医薬品、病院、
基5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	整流器、磁器の色つけ、半導体
基6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	蓄電池、合金、顔料、鉛管
基7	ひ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	半導体材料、顔料、農薬、殺鼠剤
基8	六価クロム化合物	0.05 mg/L以下	メッキ、電池、木材防虫剤
基9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	家庭排水、肥料、食品防腐剤
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	メッキ、金銀精錬、写真
基11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	家庭排水、肥料、食品防腐剤
基12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	アルミ精錬、ガラス加工、電子工業
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	金属表面処理剤、ガラス、エナメル工業で使用
基14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	フロンガスの原料、エアゾル用噴射剤、金属洗浄用、塗料、プラスチックの製造
基15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	溶剤、非イオン界面活性剤などの製造工程において副生し、洗剤などに不純物として存在する
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	熱可逆性樹脂の原料、染料抽出剤、溶剤
基17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	油脂等の抽出剤、塗料剥離剤、アセチルセルロースの溶媒
基18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ドライクリーニング洗浄剤、金属洗浄用溶剤、フロン113の原料
基19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ドライクリーニング、金属洗浄用、吸入鎮痛剤、麻酔
基20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	合成ゴム、合成皮革、有機顔料、合成繊維
基21	塩素酸	0.6 mg/L以下	(塩素酸ナトリウム)除草剤、分析用試薬、酸化剤、染色、金属表面処理剤、マッチ、花火
基22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	除草剤、界面活性剤、医薬品、香料、有機物質と次亜とが反応し生成される消毒副生成物質
基23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	フロン21、22の原料、消毒剤、溶剤、以前は麻酔として利用
基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	有機物質や臭素が次亜とが反応し生成される消毒副生成物質
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	トリハロメタン成分の一つ、
基26	臭素酸	0.01 mg/L以下	小麦粉改良材、オゾン処理時、消毒剤として次亜生成時に臭素酸が生成

基27	総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	フミン質、たんぱく質、アミノ酸等と消毒の遊離塩素が反応して生成される
基28	トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	医薬品の原料、除草剤、腐食剤、塗装剥離材にも使われる消毒副生成物質
基29	ブロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	トリハロメタン成分の一つ
基30	ブロモホルム	0.09	mg/L以下	トリハロメタン成分の一つ、鉱物分析の浮遊試験、吸入麻酔剤等に使用
基31	ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	エポキシ樹脂塗料およびアクリル樹脂塗料の原料にも使われ消毒副生成物質,ホルマリンともいう
基32	亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L以下	トタン板の製造、真鍮の合金材料、乾電池等
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	自然中にも含まれるが、量は少ない、凝集剤に使われる(PAC)
基34	鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	鉄管などから溶出、地下水にも含まれるがほとんど無害
基35	銅及びその化合物	1.0	mg/L以下	銅鉱山、銅管、農薬、メッキ工場
基36	ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	食塩、医薬、食品、ガラス
基37	マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	特殊鋼の脱酸、ガラスの着色、染色、乾電池
基38	塩化物イオン	200	mg/L以下	水中の塩化ナトリウムと塩化カルシウムの範囲、味の範囲
基39	硬度(Ca,Mg等)	300	mg/L以下	土質による、日本はほとんど軟水、炭酸カルシウムが多いと腐食性が大きい、120以上硬水 60以下軟水
基40	蒸発残留物	500	mg/L以下	カルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど地下水では、平均100から150
基41	陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	洗濯用、台所洗剤、化粧品、医薬品、製紙などに利用
基42	ジェオスミン	0.00001	mg/L以下	かび臭の原因物質、アナベナにより産生される
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	かび臭の原因物質、フォルミディウムやオシラトリアにより産生される
基44	非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	食品添加物、シャンプー等の洗剤、化粧品等
基45	フェノール類	0.005	mg/L以下	消毒剤、防腐剤、合成樹脂、染料の原料、天然には存在しない
基46	有機物(TOC)	3	mg/L以下	下水や工場廃水の混入により増加する
基47	pH	5.8以上8.6以下		酸性廃液を出す業種;化学薬品、メッキ、鉄鋼業、パルプ アルカリ業種;化学薬品、なめし、織物
基48	味	異常でない		溶存する物質によって味を呈する
基49	臭気	異常でない		有機化合物によって臭気が出る場合が多い
基50	色度	5	度以下	天然水中の色度はフミン質による、鉄マンガンの酸化によって発生が多い
基51	濁度	2	度以下	降雨等により発生する 粘土粒子によるものが多い 0.1以下の浄水処理を目標とする

水質管理目標設定項目

番号	項目	目標値	浄水	毎月	原水		備考
					湖水	地下水	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	○				
目02	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	○				
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	○				
目05	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	○				
目08	トルエン	0.4 mg/L以下	○				
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	○				
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	○				
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	○				
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	○				
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	○				
目15	農薬類	比の和1 mg/L以下	○				別紙
目16	残留塩素	1 mg/L以下	○				
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	○				
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	○				
目19	遊離炭酸	20 mg/L以下	○				
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	○				
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	○				
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	○				
目23	臭気強度(TON)	3 以下	○				
目24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	○				
目25	濁度	1 度以下	○				
目26	pH値	7.5 程度	○				
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	○				
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	○				
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	○				
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	○				
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	○				
合計			27				

水質管理目標設定項目の分類など

番号	項目	目標値	備考
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L以下	無機物質
目02	ウラン及びその化合物	0.002 mg/L以下(暫定)	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L以下	
目05	1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	有機物質
目08	トルエン	0.4 mg/L以下	
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下	
目10	亜塩素酸	0.6 mg/L以下	消毒副成物
目12	二酸化塩素	0.6 mg/L以下	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下(暫定)	
目14	抱水クロラール	0.02 mg/L以下(暫定)	
目15	農薬類	比の和1 mg/L以下	農薬
目16	残留塩素	1 mg/L以下	臭気
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	味
目18	マンガン及びその化合物	0.01 mg/L以下	着色
目19	遊離炭酸	20 mg/L以下	味
目20	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L以下	臭気
目21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L以下	臭気
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L以下	味
目23	臭気強度(TON)	3 以下	臭気
目24	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	味
目25	濁度	1 度以下	濁り
目26	pH値	7.5 程度	腐食
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	
目28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	指標細菌
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	有機物質
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	無機物質
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)の量の和として、0.00005mg/L以下(暫定)	有機物質

農薬類

番号	項目名	目標値(mg/L)	用途
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D) (注1)	0.05	殺虫剤
2	2, 2-DPA(ダラボン)	0.08	除草剤
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	除草剤
4	EPN (注2)	0.004	殺虫剤
5	MCPA	0.005	除草剤
6	アシュラム	0.9	除草剤
7	アセフェート	0.006	殺菌剤、殺虫剤
8	アトラジン	0.01	除草剤
9	アニロホス	0.003	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤
11	アラクロール	0.03	除草剤
12	イソキサチオン (注2)	0.005	殺虫剤
13	イソフェンホス (注2)	0.001	殺菌剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
16	イプフェンカルバゾン	0.002	除草剤
17	イプロベホス(IBP)	0.09	殺菌剤
18	イミノクタジン	0.006	殺虫剤、殺菌剤
19	インダノファン	0.009	除草剤
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤
21	エトフェンプロックス	0.08	殺虫剤、殺菌剤
22	エンドスルファン(ベンゾエピン) (注3)	0.01	殺虫剤
23	オキサジクロメホン	0.02	除草剤
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
25	オリサストロビン(注4)	0.1	殺虫剤、殺菌剤
26	カズサホス	0.0006	殺虫剤
27	カフェンストロール	0.008	殺虫剤、除草剤
28	カルタップ(注5)	0.08	殺虫剤、殺菌剤、除草剤
29	カリバリル(NAC)	0.02	殺虫剤
30	カルボフラン	0.005	代謝物
31	キノクラミン(ACN)	0.005	除草剤
32	キャブタン	0.3	殺菌剤
33	クミルロン	0.03	除草剤
34	グリホサート (注6)	2	除草剤
35	グルホシネート	0.02	除草剤、植物成長調整剤
36	クロメプロップ	0.02	除草剤
37	クロルニトロフェン(CNP) (注7)	0.0001	除草剤
38	クロルピリホス(注2)	0.003	殺虫剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫剤、殺菌剤
40	シアナジン	0.001	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤
42	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤
44	ジクロロボス(DDVP)	0.008	殺虫剤
45	ジクワット	0.01	除草剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬(注8)	0.005	殺虫剤、殺菌剤
48	ジチオピル	0.009	除草剤
49	シハロホップブチル	0.006	除草剤
50	シマジン(CAT)	0.003	除草剤
51	ジメタメリン	0.02	除草剤
52	ジメエート	0.05	殺虫剤
53	シメリン	0.03	除草剤
54	ダイアジノン(注2)	0.003	殺虫剤、殺菌剤
55	ダイムロン	0.8	殺虫剤、殺菌剤、除草剤
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート(注9)	0.01	殺菌剤
57	チアジニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
58	チウラム	0.02	殺虫剤、殺菌剤
59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
60	チオフアネートメチル	0.3	殺虫剤、殺菌剤
61	チオベンカルブ	0.02	除草剤
62	テフリルトリオン	0.002	除草剤

63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02	除草剤
64	トリクロピル	0.006	除草剤
65	トリクロルホン (DEP)	0.005	殺虫剤
66	トリシクラゾール	0.1	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
67	トリフルラリン	0.06	除草剤
68	ナブロパミド	0.03	除草剤
69	パラコート	0.005	除草剤
70	ピペロホス	0.0009	除草剤
71	ピラクロニル	0.01	除草剤
72	ピラゾキシフェン	0.004	除草剤
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02	除草剤
74	ピリダフェンチオン	0.002	殺虫剤
75	ピリブチカルブ	0.02	除草剤
76	ピロキロン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
77	フィプロニル	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
78	フェニトロチオン (MEP) (注2)	0.01	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
80	フェリムゾン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
81	フェンチオン (MPP) (注10)	0.006	殺虫剤
82	フェントエート (PAP)	0.007	殺虫剤、殺菌剤
83	フェントラザミド	0.01	除草剤
84	フサライド	0.1	殺虫剤、殺菌剤
85	ブタクロール	0.03	除草剤
86	ブタミホス (注2)	0.02	除草剤
87	ブプロフェジン	0.02	殺虫剤、殺菌剤
88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
89	プレチラクロール	0.05	除草剤
90	プロシミドン	0.09	殺菌剤
91	プロチオホス	0.007	殺虫剤
92	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
93	プロピザミド	0.05	除草剤
94	プロベナゾール	0.03	殺虫剤、殺菌剤
95	プロモブチド	0.1	殺虫剤、除草剤
96	ペノミル (注11)	0.02	殺菌剤
97	ペンシクロン	0.1	殺虫剤、殺菌剤
98	ベンゾピシクロン	0.09	除草剤
99	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
100	バンタゾン	0.2	除草剤
101	ペンディメタリン	0.3	除草剤、植物成長調整剤
102	ベンフラカルブ	0.04	殺虫剤、殺菌剤
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01	除草剤
104	ベンフレセート	0.07	除草剤
105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
106	マラチオン (マラソン) (注2)	0.7	殺虫剤
107	メコプロップ (MCPP)	0.05	除草剤
108	メソミル	0.03	殺虫剤
109	メタラキシル	0.2	殺虫剤、殺菌剤
110	メチダチオン (DMTP) (注2)	0.004	殺虫剤
111	メミノストロビン	0.04	殺虫剤、殺菌剤
112	メトリブジン	0.03	除草剤
113	メフェナセツト	0.02	除草剤
114	メプロニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
115	モリネート	0.005	除草剤

- (注1) 1, 3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- (注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP)、ブタミホス、プロチオホス、マラチオン (マラソン) 及びメチダチオン (DMTP) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- (注3) エンドスルファン (ベンゾエピン) の濃度は、異性体である α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) も測定し、 α -エンドスルファン及び β -エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート (ベンゾエピンスルフェート) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- (注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である (5Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原体の濃度とその代謝物の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- (注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

- (注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA)も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA)の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- (注7) クロロニトロフェン (CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原体の濃度とアミノ体の濃度を原体にお換算した濃度を合計して算出すること。
- (注8) ジチオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、プロピネブ、ポリカーバメート、マンゼブ (マンコゼブ)、及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。
- (注9) ダゾメット及びメタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- (注10) フェンチオン (MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP)の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- (注11) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC)として測定し、ベノミルに換算して算出すること。